

各私立小・中・高（通信制課程を除く）・中等教育学校長 様

大阪府教育庁私学課長

児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検再フォローアップについて（依頼）

標記について、内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付、文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課、同省初等中等教育局児童生徒課、同省高等教育局専門教育課、厚生労働省子ども家庭局保育課、同省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課から調査依頼がありましたので、下記によりご回答いただきますようお願いいたします。

回答様式については、大阪府ホームページ『各学校への調査依頼について（事務連絡用）』に掲載していますので、次のアドレスからご覧ください。

【大阪府ホームページ『各学校への調査依頼について（事務連絡用）』アドレス】

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/syoutyuukou/tyousa.html>

記

- 1 回答様式 児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検再フォローアップ
※調査票のファイル名は「【学校名】再フォローアップ点検調査」として
ください。
- 2 回答先 私学課小中高振興グループあてメール
回答先アドレス：shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp
※メールの件名は「【学校名】再フォローアップ点検調査」として
ください。
※集計作業の支障になりますので、シートの行・列の追加や
シート名の変更はしないでください。
- 3 対象校等 ○平成31年4月8日付け教私第1106号「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検フォローアップについて（依頼）」の依頼に基づき、「様式2」の回答をいただいたところですが、同様式の1に「②面会できなかつた」のうち「(ウ) 虐待のおそれがないと判断したため情報共有をしなかつた」の欄に「0人」以外と回答した場合
- 4 留意事項 ○学校種ごとにご回答をお願いします。
○内閣府、文部科学省及び厚生労働省からの調査依頼文（別添1）をよくご参照の上、回答の作成をお願いします。
○平成31年4月3日付けで依頼したフォローアップの結果、平成31年4月

- 15日までの間に面会ができておらず、市町村、児童相談所又は警察に情報共有を行わなかった満18歳に達していなかった児童生徒等が対象です。
- 再フォローアップで面会できなかった満18歳に達していない児童生徒等については、2月1日以降2月14日まで登校しておらず、その後5月31日までの間、学校、教育委員会及びその他関係機関の職員が一切面会できていない状況であることから、全て市町村等に情報共有してください。
 - 情報共有に当たっては、虐待の恐れが強いと思われる場合は児童相談所・警察に通告・通報し、それ以外の場合は市町村（虐待対応担当課）に情報共有してください。どこに情報共有したらよいか迷う場合は、一旦、市町村（虐待対応担当課）に相談してください。

5 回答期限 令和元年5月31日（金）【厳守】

【担当】

〒540-8570 大阪府中央区大手前3-1-43
大阪府庁新別館南館10階
大阪府教育庁私学課小中高振興グループ 坂本
TEL：06-6941-0351(内線4858) FAX：06-6210-9276